

燕市立分水小学校いじめ防止基本方針（令和 4 年 10 月改訂）

はじめに

この燕市立分水小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号、以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

新潟県・新潟県教育委員会は H30.2 に「新潟県いじめ防止基本方針」を改訂し、それを受け燕市は R2.4 に「燕市いじめ防止基本方針」を改訂した。

R2.12 に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行され、R3.7 に「新潟県いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、R4.10 に「燕市いじめ防止基本方針」を改訂した。本校では、全国でいじめによる自殺等の深刻な事態が後を絶たない現状や、国および県・燕市の方針の改訂を受け、学校基本方針の見直しと改訂を重ねていく方針である。

1 いじめ防止等のための基本的な方向

(1) いじめ・いじめ類似行為の定義

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

【いじめ類似行為の定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

（新潟県いじめ等の対策に関する条例第 2 条 2）

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、苦痛を受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を、組織として計画的・継続的に、取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(3) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しをPDCA サイクルにより定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ・不登校対策推進委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

生活指導主任・校長・教頭・教務主任・特別支援教育コーディネーター・当該学年主任・学級担任・養護教諭

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いのある事例に関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いのある事例に係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(5) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

○保護者への意識啓発

ア PTA 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 保護者向けの講演会を実施する。

ウ いじめ見逃しゼロスクール集会の参観を呼びかける。

◎情報発信及び基本方針の周知（例 HP の活用）

○地域の活動によるいじめの未然防止

(6) 関係機関等との連携

○警察、児童相談所、市教委、民生・児童委員、育成委員等との連携

○中学校区幼保小中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

「自分がされて言われていやなことを、人にしない、言わない」を大原則とし、学校生活全般において自他を尊重する心情を養う。

◎道徳教育の充実（道徳教育全体計画、学級における道徳教育の指導計画）

◎人権教育、同和教育の充実（人権教育・同和教育全体計画）

◎社会性の育成（若竹班活動による異学年交流、互いに認め合う集団づくり、特別活動、学校行事、児童会行事等）

◎児童による異学年交流の取組（6月、10月の児童集会「にこにこ集会」）

○中1ギャップ解消の取組

◎日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

◎いじめ相談・通報窓口の設置

◎定期的なアンケート（「生活アンケート」、 「Q-U 調査」の実施）

※目的に応じて児童の本音を引き出せるような内容や実施方法、頻度を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。

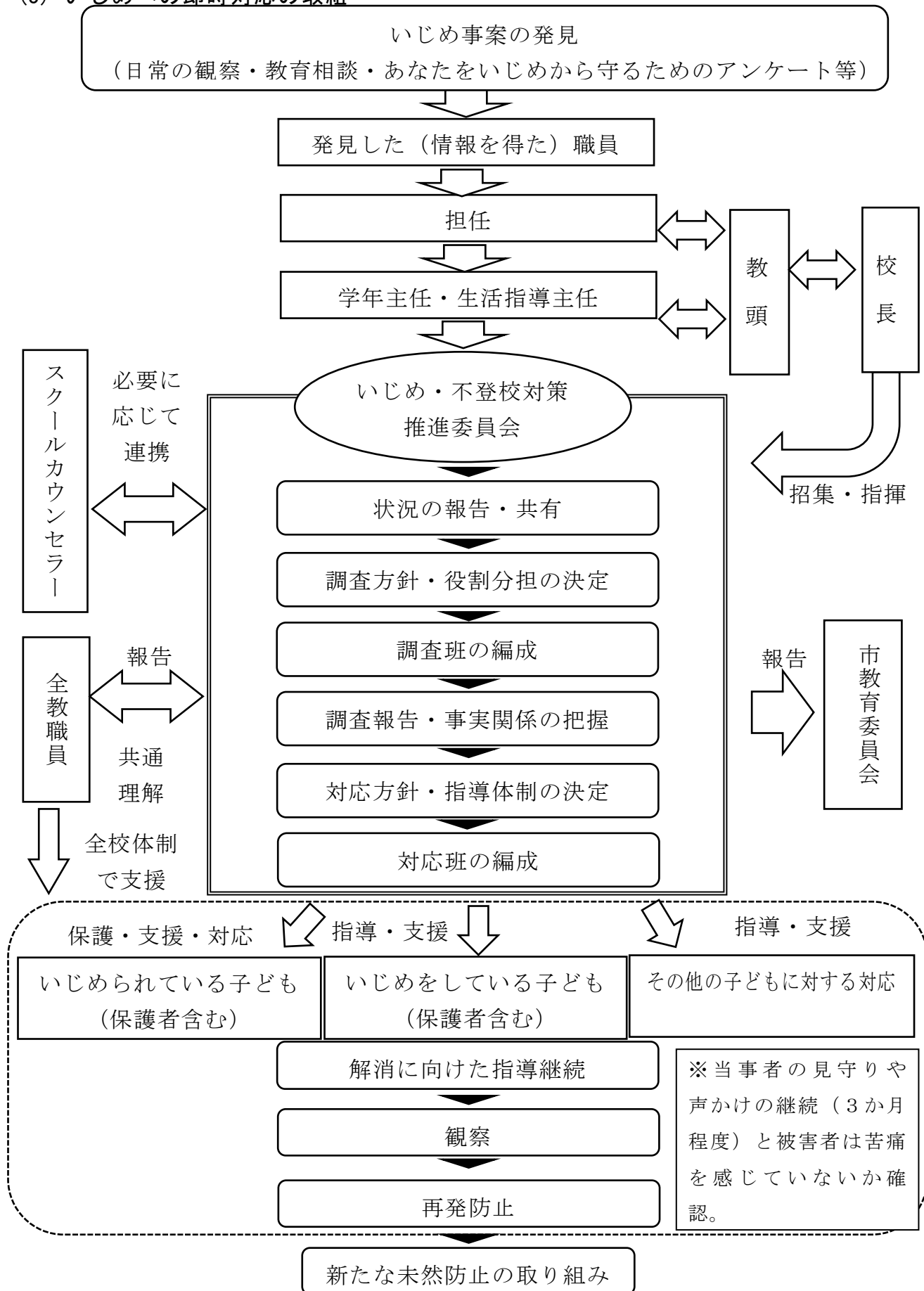
◎教育相談の充実

◎日常の子どもの観察

3 記録の保存

「生活アンケート」、 「Q-U 調査」は5年間保存し、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(3) いじめへの即時対応の取組



3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。